

障害児通所支援の人員基準等について (令和6年度報酬改定対応)

令和7年1月20日

姫路市役所 監査指導課
(2025年1月現在)

目次

1. 人員配置基準について
2. 常勤・非常勤・専従・兼務について
3. 児童指導員任用資格の要件について
4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について
5. 資格者証について
6. 児童指導員等加配加算について
7. 専門的支援体制加算について
8. 専門的支援実施加算について
9. 福祉専門職員配置等加算について

1. 人員配置基準について

①児童発達支援・放課後等デイサービス（児童発達支援センター以外）

※ 主として重症心身障害児以外を通わせる場合

職種		必要となる員数	配置要件
管理者		1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤
	児童指導員又は保育士	利用者の合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10まで2人以上 ②障害児の数が10を超えるもの2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	・1人以上は常勤 ・サービス提供時間を通じて配置 ・機能訓練担当職員もしくは看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の単位毎にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援（放課後等デイサービス）の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
	機能訓練担当職員		機能訓練を行う場合、その時間帯のみ配置
	看護職員		医療ケアを行う場合、その時間帯のみ配置 ※

※ 医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（令和3年5月19日事務連絡）』を参照してください。

1. 人員配置基準について

①児童発達支援・放課後等デイサービス（児童発達支援センター以外）

人員基準を満たす上で留意すべき事項（定員10名で人員基準が2名の事業所の場合）

「営業時間」と「サービス提供時間」とは

【営業時間】

事業所が開所している時間帯のことで、事業所に職員が配置され、受付・連絡が可能な時間帯。

【サービス提供時間】

営業時間内において、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間（10：2の職員配置を充たしている時間）で、サービス提供が可能な時間帯。なお、送迎のみを行う時間帯は、サービス提供時間に含まれない。

事業所で配置することが求められる児童指導員または保育士の人数は、利用児童の人数に応じて定められている。当日の人員配置が人員基準を充足しないということが生じないように、しっかり管理すること。

・利用児童が**10人まで（0名を含む）なら2名以上、11人目を受け入れる場合には3名以上、16人目を受け入れる場合は4名以上**（5人ごとに1名増）。

※**利用定員を超えた受入れは原則禁止**。定員超過は、災害や虐待、その他のやむを得ない事由がある場合の例外的取扱い。

人員基準職員の2名として、**サービス提供時間を通じて**専ら支援の提供に当たる児童指導員または保育士を配置すること。サービス提供時間を通じて従業者が常に確保できるよう、必要な配置を行うこと。

・人員基準職員は、**サービス提供時間を通じて常に2名配置する必要がある。（その場に2名いる必要がある）**

※人員基準職員が休暇を取得した日や、定員超過が生じた（利用者が11名以上）日については、**加配要員の職員を人員基準職員として配置することで対応可能**。（その日の加配要員の勤務は、加配加算の勤務時間に算入できない。）

1. 人員配置基準について

②児童発達支援・放課後等デイサービス（児童発達支援センター以外）

※ 主として重症心身障害児を通わせる場合

職種		必要となる員数	配置要件
管理者		1 人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従業者	児童発達支援管理責任者	1 人以上	サービス提供時間を通じて配置
	児童指導員又は保育士	1 人以上	サービス提供時間を通じて配置
	看護職員	1 人以上	サービス提供時間を通じて配置 医療的ケアの基本報酬を算定する場合は、基準の看護職員とは別の看護職員を医療的ケア児の利用時間帯を通じて配置 ※
	機能訓練担当職員	1 人以上	機能訓練を行う時間帯のみ配置
	嘱託医	1 人以上	毎月 1 回以上配置

※ 医療的ケア児の基本報酬の算定に必要な人員配置の詳細については、厚生労働省より発出された『医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（令和3年5月19日事務連絡）』を参照してください。

1. 人員配置基準について

③居宅訪問型児童発達支援

④保育所等訪問支援

職種		必要となる員数	配置要件
管理者		1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上は専従かつ常勤
	訪問支援員 ※	訪問支援を行うために必要な数	サービス提供時間を通じて配置

※ 訪問支援員の要件（要件は、サービスごとで異なります）

居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に <u>3年以上従事した者</u>	障害児支援に関する知識及び <u>相当の経験</u> を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理指導担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例1】要件を満たしている例

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

いずれも、サービス提供時間を通じて2人配置されており、人員基準の要件を満たす。

※「人員基準職員の総数」が、サービス提供時間を通じて常時2人以上となるよう配置すること。

※上の図は2人で人員基準を満たす例
下の図は2人目の人員基準職員の配置を複数名で確保した例

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

（注）人員基準（児童指導員又は保育士）

① 1人以上は常勤、②サービス提供時間を通じて2人以上（定員10人の場合）、定員超過時3人以上（15名まで）

1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例2】要件を満たしている例②

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

常勤職員が有給休暇を取得した日は、代替職員を充てることでサービス提供時間を通じて2人以上の配置を確保すること。

（注）常勤職員の公休日、有給休暇取得日は、非常勤職員のみでサービス提供時間を通じて2人以上配置していれば人員基準を満たす。（代わりの職員は常勤である必要はない）
ただし、営業時間帯にサービス提供職員が不在となる時間帯がないようにすること。

1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例3】要件を満たしていない例①

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	1人	1人	2人	2人			

13時から15時までの間、人員基準職員が1人になってしまうため、もう1人必要。



下の図のとおり、適正に配置してください。

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員 D（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

13時から15時までの間を補う人員D（非常勤）を配置することで、要件を満たす。

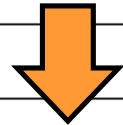
1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例4】要件を満たしていない例②

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）								有給休暇		
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	1人			

常勤職員 A が早退した結果、
16時から17時までの間、人員
基準職員が 1 人になってしまう
ため、もう 1 人必要。



下の図のとおり、適正に配置してください。

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）								有給休暇		
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員 D（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

16時から17時までの間を補う
人員 D（非常勤）を配置する
ことで、要件を満たす。

※送迎を含む2時間配置した例

1. 人員配置基準について

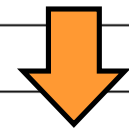
⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例5】定員超過日の人員基準（定員10名、11名利用の場合）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			

定員超過日は、人員基準職員をその日の全利用者数に応じて配置する必要がある。

※（11名利用の場合、3人配置）



下の図のとおり、適正に配置してください。

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員 C（非常勤）										
人員基準職員 D（非常勤）										
人員基準職員の総数		3人	3人	3人	3人	3人	3人			

サービス提供時間（11時から17時までの間）を補う人員D（非常勤）を配置することで、要件を満たす。

1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例6】加配職員を人員基準職員に振り替えて配置する場合（人員基準職員の休暇日の例）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										有給休暇
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員の総数		1人	1人	1人	1人	1人	1人			
加配職員 C（常勤）										

サービス提供時間を通じて、人員基準職員を2人配置する必要がある。

※加配加算は、人員基準を満たしていることが前提条件

→人員基準職員に優先的に充当すべき

下の図のとおり、適正に配置してください。

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										有給休暇
人員基準職員 B（非常勤）										
加配人員基準職員 C（常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			
加配職員 C（常勤）										加算要員としての勤務時間に計上できない。

Cを人員基準職員として配置することで、要件を満たす。

※当日のCの勤務時間は、加配加算算定上の勤務時間数に計上できない。

（加配と人員基準のダブルカウント不可）

※当月のCを常勤専従の加配職員として扱うことができない。

1. 人員配置基準について

⑤人員配置の考え方（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例7】加配職員を人員基準職員に振り替えて配置する場合（定員超過日の例）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
人員基準職員の総数		2人	2人	2人	2人	2人	2人			
加配職員 C（常勤）										

定員超過日は、人員基準職員を3人配置する必要がある。

※加配加算は、人員基準を満たしていることが前提条件
→人員基準職員に優先的に充当すべき

下の図のとおり、適正に配置してください。

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(時)
営業時間										
サービス提供時間										
人員基準職員 A（常勤）										
人員基準職員 B（非常勤）										
加配人員基準職員 C（常勤）										
人員基準職員の総数		3人	3人	3人	3人	3人	3人			
加配職員 C（常勤）		加算要員としての勤務時間に計上できない。								

Cを人員基準職員として配置することで、要件を満たす。

※当日のCの勤務時間は、加配加算算定上の勤務時間数に計上できない。
(加配と人員基準のダブルカウント不可)
※当月のCを常勤専従の加配職員として扱うことができない。

1. 人員配置基準について

⑥加配職員の配置（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例7】加配加算の要件（常勤専従または常勤換算）を満たしている例

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	10人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	2人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数: 35 h								

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7 時間）。

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	10人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	2人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（非常勤）	7 h	休	7 h	休	7 h	休	休	
加配職員 D（非常勤）	4 h	4 h	4 h	4 h	4 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数: 35 h								

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7 時間）。

いずれも加配加算の要件を満たす。

※上の図は、**常勤専従の職員を配置することで要件を満たす**例。

※下の図は、**非常勤職員2名で加配職員の勤務時間数が常勤換算1以上であるため、要件を満たす**例

・日ごとに加配職員を満たす必要はなく、4週で常勤換算1を満たせばよい

(注) 1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数（35時間）×4週＝140時間勤務で常勤換算1となる。

1. 人員配置基準について

⑥加配職員の配置（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例8】加配加算の常勤専従要件を満たさなくなる例

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	10人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	2人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	有休	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数：35 h								

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7時間）。

火曜日、常勤の加配職員 C を人員基準職員として配置

→勤務時間 7 時間は、加配要員の勤務時間として計上できない。

※児童指導員等加配加算の場合、常勤専従の加配職員の要件を満たさなくなる。

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	10人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	2人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	有休	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
加配職員 D（非常勤）	休	休	休	休	7 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数：35 h								

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7時間）。

非常勤の加配職員 D を別に 7 時間配置することで、2 人の加配要員で常勤換算 1 を満たす。（注）

※児童指導員等加配加算の場合、この月は「常勤換算」で算定すること。

※火曜日である必要はなく、4 週間のうちに人員基準職員として配置した勤務時間分を他の加配職員が勤務していればよい。

（注）複数の加配職員で加配加算の常勤換算数を算出する場合、全職員が加算の要件を満たす職種であることが必要となる。

1. 人員配置基準について

⑥加配職員の配置（例：定員10人、営業時間10時～18時、サービス提供時間11時～17時）

【参考例9】定員超過日に加配職員を人員基準職員に振り替えた例

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	11人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	3人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数:								35 h

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7 時間）。

火曜日、常勤の加配職員 C を人員基準職員として配置

→勤務時間 7 時間は、加配要員の勤務時間として計上できない。

※ 児童指導員等加配加算の場合、常勤専従の加配職員の要件を満たさなくなる。

	月	火	水	木	金	土	日	(曜日)
利用者数（人）	10人	11人	10人	10人	10人	休業	休業	
必要となる人員基準職員	2人	3人	2人	2人	2人	－	－	
人員基準職員 A（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
人員基準職員 B（非常勤）	6 h	6 h	6 h	6 h	6 h	休	休	
加配職員 C（常勤）	7 h	7 h	7 h	7 h	7 h	休	休	
加配職員 D（非常勤）	休	休	休	休	7 h	休	休	
1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数:								35 h

※ 太字=人員基準職員、細字=加配職員、数字=勤務時間数（例：7 h = 7 時間）。

非常勤の加配職員 D を別に 7 時間配置することで、2 人の加配要員で常勤換算 1 を満たす。（注）

※ 児童指導員等加配加算の場合、この月は「常勤換算」で算定すること。

※ 火曜日である必要はなく、4 週間のうちに人員基準職員として配置した勤務時間分を他の加配職員が勤務していればよい。

（注）複数の加配職員で加算加算の常勤換算数を算出する場合、全職員が加算の要件を満たす職種であることが必要となる。

2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

用語の定義と 4つの勤務形態の例		専従	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職種に従事しないこと	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職種に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること。	①常勤かつ専従 (例) 1日あたり8時間（週40時間）勤務している従業者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	②常勤かつ兼務 (例) 1日あたり8時間（週40時間）勤務している従業者が、その時間帯において、その職種に従事するほか、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと。	③非常勤かつ専従 (例) 1日あたり4時間（週20時間）勤務している従業者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事していない場合	④非常勤かつ兼務 (例) 1日あたり4時間（週20時間）勤務している従業者が、その時間帯において、その職種に従事するほか、他の業務にも従事する場合

※ ①～④：事業所における通常の勤務時間が1日8時間（1週40時間）と定められている事業所の例

③～④：非常勤職員の勤務時間を1日4時間（1週20時間）とした例

2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

(1) 「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」

当該法人又は事業所で定めた「**就業規則**」が根拠になる。

従業員が10名未満であるため就業規則の作成義務がない場合でも、児童福祉法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤の従業者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要がある。

1週間に勤務すべき時間数の下限について、労働基準法上の定めはないが、児童福祉法上の定義に従い、32時間未満で定めた場合は「非常勤」の扱いとなる。

(2) 短時間勤務制度について

以下の措置を「講じられている」者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

① 育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置

(育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置)

② 母性健康管理措置

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第13条第1項に規定する措置)

③ 厚生労働省が作成した「事業場における治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等の措置

※ 「講じられている」とは、短時間勤務制度が就業規則等に規定されている等、制度化されている状態を指す。
単に運用しているだけの状態では不十分である。

2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

(3) 時間外労働について

従業員1人あたりの算入できる月の勤務延べ時間数の限度は、「**常勤の従業員が勤務すべき時間数**」までである。

所定時間外労働や法定時間外労働を前提とした勤務体制は認められないので、注意すること。

この考え方は、法人代表や役員にも適用されるため、役員であるとの理由で「常勤の従業員が勤務すべき時間数」を超えた勤務延べ時間数を設定することはできない。

※通所基準 総則 用語の定義 「勤務延べ時間数」

(4) 法人役員（代表者・役員）を従業員として配置する場合の取扱いについて

法人役員を管理者、児童発達支援管理責任者等の従業員として配置する場合、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにすること。

勤務状況の把握が不明瞭であると、人員基準違反状態や加算要件の不備につながるので、**法人役員を従業員として配置する場合は、必ず出退勤管理をすること。**

(5) 管理者又は2人目の児童発達支援管理責任者が直接支援員を兼務する場合について

直接支援員を兼務する場合は、その兼務の状況に合わせて、それぞれの職種の勤務時間を分けて算定すること。

※ 直接支援員としての配置時間が人員基準、加配職員の常勤換算の算定に影響するため。

(6) 同一人物を人員基準職員と加配職員の双方に配置する場合

同一日に人員基準職員と加配職員の双方に配置することはできません。日ごとに切り分けて配置してください。

同一月に人員基準職員と加配職員の双方に勤務実績のある職員は、児童指導員等加配加算の「**常勤専従**」職員として扱うことはできません。「常勤専従」の加配職員が他にいない場合は、「**常勤換算**」の単位を算定してください。

2. 常勤・非常勤・専従・兼務について

(7) 「常勤かつ兼務」について

常勤要件の判定は「当該事業所における勤務時間」で行うため、複数の事業所間での兼務はそれぞれの事業所で「非常勤」として扱い、それぞれの事業所の勤務形態一覧表に時間を分けて記載すること。

【例】 同一法人の放課後等デイサービス事業所Aと放課後等デイサービス事業所Bに、児童指導員としてそれぞれ月80時間従事する者は、双方の事業所において「非常勤」として扱う。

※ 複数の職種を兼務している場合であっても、兼務している業務の合計の勤務時間数が上記の従業者が勤務すべき時間数に達していた場合、例外的に常勤兼務として認められる兼務の組み合わせは、以下の表のとおり。

サービス種別	例外的に常勤兼務として認められる兼務の組み合わせ
児童発達支援	(同一事業所) ①管理者と児発管、②管理者と直接支援員
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	(同一事業所) ①管理者と訪問支援員、②児発管と訪問支援員
居宅訪問型児童発達支援	
障害児相談支援	(同一事業所) ①管理者と相談支援専門員
多機能型事業所 ※児発管の兼務は、多機能型事業所に関する特例（従業員の員数による特例）を適用した場合に限る	(複数事業所) ①Aサービス管理者（又は児発管）とBサービス管理者（又は児発管） ②Aサービス管理者とAサービス児発管とBサービス管理者（又は児発管） ③Aサービス管理者とAサービス児発管とBサービス管理者とBサービス児発管

3. 児童指導員任用資格の要件について

児童指導員の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に該当する者としている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要 件	必要書類
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	①卒業証明書の写し等
2	社会福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
3	精神保健福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
4	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （学科の履修が確認できるもの）
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	①大学院への入学が認められた 証明書類 （学科履修が確認できるもの）
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （研究科等の履修が確認できるもの）

※ 実際の届出にあたっては、上記のほかに勤務形態一覧表等の提出が必要となる。

※ 証明書に記載された氏名が現在の氏名と異なる場合は氏名の変更の履歴のわかる公的書類も必要となる。

3. 児童指導員任用資格の要件について

児童指導員の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に該当する者としている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要 件	必要書類
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （学科の履修が確認できるもの）
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの	①卒業証明書の写し等 ②実務経験証明書 （2年以上かつ従事日数360日以上）
9	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	①教員免許の写し
10	三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	①実務経験証明書 （3年以上かつ従事日数540日以上）

※ 実際の届出にあたっては、上記のほかに勤務形態一覧表等の提出が必要となる。

※ 証明書に記載された氏名が現在の氏名と異なる場合は氏名の変更の履歴のわかる公的書類も必要となる。

3. 児童指導員任用資格の要件について

「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業としています。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第1種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第2種社会福祉事業	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※ 問い合わせの多い事業

施設種別又は事業名	根拠法上の事業名	可否	備考
放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	○	
民間の学童保育	放課後児童健全育成事業	○	
日中一時支援（タイムケア）	地域生活支援事業	×	
事業所内保育事業	家庭的保育事業	×	児発管の実務経験には含まれる
認可外保育所	保育所	×	
一時預かり事業	一時預かり事業	×	

※ 事業の実施に認可が求められる事業の場合、勤務していた施設が認可を受けていない場合（いわゆる認可外）は非該当となる。
また、事業の実施に届出が求められる事業の場合、勤務していた施設が届出をしていない場合は非該当となる。

3. 児童指導員任用資格の要件について

各児童福祉事業の事業概要は、下記のとおり。

	事業名	事業概要
1	乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
2	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
3	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
4	障害児入所施設	障害児を家庭では養育できないとき、入所させて保護し、必要な支援を行う施設
5	情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
6	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
7	障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行う事業

3. 児童指導員任用資格の要件について

各児童福祉事業の事業概要は、下記のとおり。

	事業名	事業概要
8	障害児相談支援事業	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う支援
9	児童自立支援援助施設	児童自立生活援助の実施に係る義務教育修了児童等につき住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業
10	放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
11	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、又は里親その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業
12	乳児家庭全戸訪問事業	一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
13	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3. 児童指導員任用資格の要件について

各児童福祉事業の事業概要は、下記のとおり。

	事業名	事業概要
14	地域子育て支援拠点事業	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
15	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ※市に届出していない場合は対象外
16	小規模住居型児童養育事業	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業
17	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入院し、助産を受けることができる施設
18	保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設 ※認可外の場合は対象外
19	児童厚生施設	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設
20	児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
21	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

3. 児童指導員任用資格の要件について

「児童福祉事業に従事したもの」とは、「児童福祉事業」において障害児等への直接支援又は相談支援に関わる職員として、実際に当該職務に従事した者とする。

業務の種類	業務内容
直接支援業務	・ 児童の入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務 ・ 児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務 ・ 児童に対するその他職業訓練又は職業教育に係る業務
相談支援業務	・ 児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
「児童福祉事業に従事した者」に該当しない業務	・ 事務、送迎、調理等、上記の直接支援及び相談支援の業務以外の業務

※ 児童発達支援管理責任者の業務内容については、基本的に「相談支援業務」に含まれるものと解される。

4. 重心型事業所における機能訓練担当職員の配置について

主として重症心身障害児を通わせる事業所は、機能訓練を行う時間帯のみ機能訓練担当職員を配置する必要がある。

厚生労働省Q & Aの考え方とおり、「機能訓練を行う時間帯」とは、事業所の機能訓練担当職員の配置の都合により決めるものではなく、全ての利用児童に必要な機能訓練を把握した上で、それを実施するために必要な配置日数及び勤務時間数とする。

なお、児童指導員等加配加算、専門的支援加算等の各種加配加算の算定可否の審査においても、上記の配置日数及び勤務時間を基準に判断する。

※ 【厚生労働省Q & A】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL 1（平成30年3月30日）

（機能訓練担当職員の配置）

問1 1 4 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいのか。

（答） 重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

5. 資格者証について

人員基準、各種加算の要件において、有資格者の配置が必要となるが、その資格に基づく業務に従事するためには、対象の試験に合格するだけでなく、その後の登録手続が必要となる。

従業者の資格要件の確認にあたっては、必ず資格者証の登録年月日を確認すること。

主な有資格者の資格を証明する書類や当該職種における従事開始可能日等

資格の名称	資格を証明するもの	当該資格者として業務に従事することが可能となる日
保育士	保育士証（原則） その他、登録年月日がわかる書類 ※保母の資格証明書は不可	資格登録日以降
理学療法士	理学療法士免許証（原則） その他、登録年月日がわかる書類	
作業療法士	作業療法士免許証（原則） その他、登録年月日がわかる書類	
言語聴覚士	言語療法士免許証（原則） その他、登録年月日がわかる書類	
看護職員	保健師・助産師・看護師・准看護師免許証のいずれか その他、登録年月日がわかる書類	

※ 合格通知書では登録年月日がわからないため、資格を証明するものとしては不可。

【登録制度について】

保育士の場合、以下のとおり規定されている（他の資格についても、同様の登録制度が適用されている）

・ 児童福祉法第18条の4

この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

・ 児童福祉法第18条の23

保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

※以上により、保育士登録を受けていない者は保育士として従事できないと判断し、**登録日以降の配置を認める**こととする。

6. 児童指導員等加配加算について

基準の人員配置に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）している場合に、その職種に応じて加算を算定する。

○児童指導員等加配加算

加算	対象となる職種
児童指導員等	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 特別支援学校免許取得者 ・ 心理担当職員（心理学修了等） ・ 視覚障害児支援担当職員（研修修了等） ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
その他の従業者	・ 看護職員 ・ その他の従業者

※ 児童指導員任用資格には該当しないが、強度行動障害者支援者養成研修を修了した者は、加配加算上は「児童指導員等」に含まれる。

一方で、人員基準職員（児童指導員又は保育士）としては「指導員」の扱いとなるため配置できない点に留意すること。

6. 児童指導員等加配加算について

基準の人員配置に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤又は常勤換算による算定）している場合に、配置職員の要件に応じた加算を算定する。

○児童指導員等加配加算

配置職員の要件	
常勤専従・経験5年以上	・ 経験5年以上の常勤専従の児童指導員等を配置していること。 ※該当職員を1日でも人員基準職員として配置した場合、加配職員として常勤として扱うことはできなくなるため、要件を欠くことになる。
常勤専従・経験5年未満	・ 経験5年未満の常勤専従の児童指導員等を配置していること。 ※該当職員を1日でも人員基準職員として配置した場合、加配職員として常勤として扱うことはできなくなるため、要件を欠くことになる。
常勤換算・経験5年以上	・ 複数名の経験5年以上の児童指導員等を常勤換算1以上配置していること。 ※加配される児童指導員等が、全員経験5年以上であること。
常勤換算・経験5年未満	・ 複数名の児童指導員等を常勤換算1以上配置していること。
その他の従業者	・ 常勤換算1以上配置していること。

※毎月の勤務実績により、算定できる加算の単位が変わることがあるため、請求事務の際に必ず確認すること。

7. 専門的支援体制加算について

これまでの専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階（専門的支援体制加算と専門的支援実施加算）で評価することになった。

うち、専門的支援体制加算については、基準の人員配置に加え、専門職員として理学療法士等の従業者を1以上配置（常勤又は常勤換算）している場合に、加算を算定する。

専門的支援体制加算の対象となる職種（理学療法士等）

- ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・保育士（※1）
- ・児童指導員（※1） ・心理担当職員（心理学修了等）（※2）
- ・視覚障害児支援担当職員（研修修了等）

（※1）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限る

（※2）心理担当職員は、大学又は大学院において、心理学を専修する学科等を修めて卒業した者で、かつ個人及び集団心理療法の技術を要する者。臨床心理士、公認心理士は該当。認定心理士は非該当。

令和6年度報酬改定により、放課後等デイサービスにおいても5年以上児童福祉事業に従事した保育士が専門的支援体制加算の対象職種となりました。（従前の専門的支援加算においては対象外）

8. 専門的支援実施加算について

(1) 算定要件

	要件
1	・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと ・専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可とする ・専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること
2	・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
3	・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること。
4	・対象児ごとの支援記録を作成すること。

(2) 月ごとの限度回数

児童発達支援	限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 限度回数6回（月利用日数12日以上の場合）
放課後等デイサービス	限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 限度回数4回（月利用回数6日以上12日未満の場合） 限度回数6回（月利用回数12日以上の場合）

9. 福祉専門職員配置等加算について

(1) 算定要件

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る見地から、以下の条件に応じて加算

加算区分（Ⅰ）、（Ⅱ） 児童指導員等の資格保有率を高め、 質の向上を図っていることを評価	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の 資格保有者が 35%（Ⅱの場合は25%）以上 雇用されている事業所
加算区分（Ⅲ） 常勤職員又は経験豊富な人材の割合 を高め、質の向上を図っていること を評価	児童指導員、保育士のうち、常勤職員が 75%以上 又は勤続3年以上の常勤職員が 30%以上 の事業所

(2) 対象職種

福祉専門職員配置等加算は、加算区分ごとに対象となる職種が異なるため、留意すること。

加算区分（Ⅰ）、（Ⅱ）に おける児童指導員	・ 児童指導員、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス 及び指定発達支援医療機関の職員を指す。 ・ 保育士、機能訓練担当職員、看護職員、指導員等が含まれていない。 ※保育士のみを配置している事業所は、加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）の算定不可。
加算区分（Ⅲ）に おける児童指導員	・ 児童指導員、保育士、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、 指定発達支援医療機関の職員を指す。 ※保育士は含まれるが、機能訓練担当職員、看護職員、指導員等は含まれない。

9. 福祉専門職員配置等加算について

(3) 計算方法

①加算区分(Ⅰ)、(Ⅱ)の場合

- ・事業所全体の常勤の児童指導員のうち、有資格者（社会福祉士等）の割合を算出する計算方法
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員のうち、有資格者（社会福祉士等）の人数 → 分子
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員の総数 → 分母

②加算区分(Ⅲ)のうち、常勤要件の場合

- ・事業所全体の児童指導員又は保育士のうち、常勤職員の割合を算出する計算方法
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士の合計勤務時間数 → 分子
直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士の合計勤務時間数 → 分母

③加算区分(Ⅲ)のうち、勤続年数要件の場合

- ・事業所全体の常勤の児童指導員又は保育士のうち、勤続年数3年以上の職員の割合を算出する方法
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士のうち、勤続年数3年以上の職員の人数 → 分子
常勤の直接処遇職員として勤務している児童指導員又は保育士の総数 → 分母